

ILO 看護職員条約とは (看護職員の雇用と労働および生活条件に関する条約)

1977年、ILOは看護職員条約(149号条約)・勧告(157号)を採択しました。16条の原則を盛り込んだ「条約」、具体的な基準を示す71項目の「勧告」、勧告の基準を補足する「適用に関する提案」30項目からなっており、2006年6月現在採択までには長い経過が…。

看護職員の極端な不足で医療破壊が世界的に深刻になり、1949年、WHO(世界保健機関)が「看護師問題」の検討を開始しました。

WHOとICN(国際看護師協会)がILOに働きかけ、ILOとWHOが長年にわたり協議を重ね結実したものです。国民

条約2条2項

看護職に人々を引きつけ、かつ、その職に留めることになるよう
①適切な教育・訓練
②キャリア展望および報酬を含む雇用及び労働条件を看護職員に提供するために必要な措置を取るものとする。

条約5条2項

雇用条件及び労働条件は、できる限り関係使用者団体と関係労働者団体との間の交渉により決定されるものとする。

勧告24 キャリアの展開

継続的教育訓練計画への参加を望み、参加する能力のある看護職員には、教育休暇の供与、訓練費用等が与えられるべきである。

40カ国が批准しています。

日本は条約採択の際、労働者側代表は賛成、政府・使用者代表は棄権、勧告には賛成の態度をとりました。そして、未だに日本では批准していません。

の健康と福祉の向上に看護職員が果たす役割が極めて重要であること、有資格看護職員の不足と、現在の職員が必ずしも有効に活用されていないという現状があること、そのことが効果的な保健医療活動の障害になっていることをあげています。

勧告25 報酬

①看護職に人々を引きつけ、且つその職に留めることとなるような水準で決定されるべきである。
②報酬の水準は、同等な又は同等の資格と責任の、他の専門職と匹敵するものであるべきである。
③働く施設、地域又は部門のいかんを問わず、匹敵しうるものであるべきである。



勧告33 労働時間

①1日の労働時間は、8時間を超えるべきではない。
②1日の労働時間は、時間外を含めて12時間を超えるべきではない。

勧告36 休日

①週休は48時間に引き上げる措置が取られるべきである。
②いかなる場合も連続36時間を下回ってはいけない。

勧告38 勤務間隔

②交替勤務の場合、勤務と勤務の間に少なくとも12時間継続する休息時間を与えなければならない。

勧告39 年次有給休暇

②年次有給休暇は1年の勤務につき4週間の措置を取ること。

勧告58

臨時およびパートの看護職員の雇用条件は、常用およびフルタイムの職員と同等であるべきである。

勧告60 看護学生

①通常の職員配置の必要を補充する手段として用いられるべきではない。
③教育訓練の期間中、看護職員と同一の健康上の保護を受けるべきである。

勧告69 国際協力

訓練又は就業中の外国人看護職員に対して、その国の看護職員と均等の待遇を保障すること。

具体的適用に関する提案

①看護サービスおよび看護職員に関する国内政策の目的を達成するために、十分な予算措置が取られるべきである。

ILOは、看護職員条約が依然として妥当性があることを再確認、2005年に「現代的な文書」として位置づけました。「条約が採択されて以来ほぼ30年が経過したが残念なことに多くの国において労働条件の改善に前進が見られない。(中略) 先進国でも途上国でも需要に応えるに足るだけの新規採用を確保することができず、加えて、専門職教育を受けたたくさんの職員が離職している」と、看護職員条約の内容の正当性、妥当性、現代性を主張しています。

決して古くない!

日本では夜勤規制なし、国際社会では?

ワーキングプアや派遣切りなど人間性無視の働きかせ方や、意欲があっても働く場所がない今の日本社会。「貧困と格差」の拡大で、医療・介護などの劣悪な労働実態を訴えても「どこも大変。働く場所があるだけでも良い方」などとなりがちです。

しかし、夜勤は有害業務です。そのため諸外国では

諸外国での規制の方法は主に3つ、夜勤禁止・賃金割増・労働時間短縮です

第2

割増賃金で夜勤規制

夜勤をすることが経営側にとってコストが高くなる仕組みで規制しています。

第1

原則・夜勤禁止

フィンランド、ノルウェー、スウェーデン、ベルギー、スイスなどは原則夜勤禁止です。医療・航空などどうしても避けられない職種には、日本以上の割増賃金が加算されます。

第3

労働時間短縮で対応

夜勤労働者の労働時間を、通常の週40時間より1~4時間短縮。ヨーロッパでは、夜勤労働者の所定内労働時間は、労働協約では37時間になっています。

夜勤規制

スケジュール帳

表1 割増賃金率

	時間外 (%)	深夜 (%)
アメリカ	50	100
オーストラリア	50	100
オランダ	25	100
スウェーデン	50	100
イギリス	50	100
ポーランド	50	100
韓国	50	50
フランス	25~50	100
日本	25	25

注:日本は、2010年4月から労基法が一部改正。月60時間を超えての時間外労働について、超過分のみ50%になります。

表2 夜勤交替制の労働時間短縮

1時間短縮	ルーマニア・メキシコ・パラグアイ
2時間短縮	デンマーク・コスタリカ・グアテマラ
4時間短縮	フランス・スウェーデン・フィンランド

表1-2 社医研センター・村上剛志氏作成
90年版海外労働白書・国際比較日本の労働条件

2009年データブック国際労働比較・2009年世界の厚生労働

注:93年、各国で規制基準が決定し、それ以降ほとんど動きがない。

誇りをもって働き続けるために、改善を求めて運動してきた歴史

1960年

かごの鳥と言われた、看護師の「人権スト」
全国で300病院・3万5千人がストライキ
大幅賃上げ、通勤・結婚の自由など大きな成果勝ち取る。

1965年

人事院「夜勤判定」夜勤は複数月8日以内(月の労働日の1/3)
1人夜勤廃止努力 産後6ヶ月の夜勤免除
1/3が1人夜勤、月15~16回夜勤の改善を求め、1963年から夜勤制限闘争。人事院判定を受け、全国に夜勤制限のたたかいいが広がり、ニッパチ闘争(夜勤は2人以上・月8日以内)と呼ばれた。
増員、夜勤手当、車送りなど成果。

1970~75年

参議院で国会決議
厚生省 70年から5年間で、看護師を24万人から49万人の倍増計画発表(第1次需給計画)
労働省 1973年、看護師の夜勤は「月の3分の1」以下に規制する通達(基発441)

1977年

ILO看護職員条約採択(日本は未批准)
ナースウェーブ 1300人の銀座白衣デモ
20年ぶりの看護師ふやせの全国統一トライキ
国会請願署名500万筆達成・275人の国会議員賛同(議員1/3を上回る) 41都道府県1500自治体で意見書採択
「看護の日」制定

1992年

看護師確保法・基本指針
延べ150人の議員が質問するなど「看護国会」という状況の中での制定。
①週40時間以内、完全週休2日制普及、労働時間短縮
②月8日以内夜勤
③年休の計画的取得
④業務内容・勤務状況を考慮した給与水準
看護関係予算大幅アップ、看護料アップ、大幅賃上げ
肝心などころは努力規定…

2007年

参議院で医労連等の請願採択(3団体の署名でしたので3団体として声明を出した)
①医師・看護師など医療従事者を大幅に増員すること
②看護職員の配置基準を、夜間は患者10人に対し1人以上、日勤時は患者4人に対し1人以上とするなど抜本的に改善すること
③夜勤日数を月8日以内に規制するなど「看護職員確保法」等を改正すること
署名100万・地方議会決議684・賛同国会議員103名

*2001年(H13年)保助看法が改正され、「婦」から「師」に名称変更されたため、「看護師」と統一して記載しています。